

# 新川水再生プラザテニスコート修繕業務 仕様書

## 1 業務目的

本委託業務は、下水道施設の屋上開放施設利用者の安全確保を目的として、不陸整正によるテニスコート補修を行うものである。

## 2 業務場所

新川水再生プラザ

札幌市西区八軒9条西7丁目1-65

## 3 履行期限

令和8年 7月31日

## 4 業務内容（詳細は別添図面のとおり）

- |                                   |                    |
|-----------------------------------|--------------------|
| (1) 不陸整正・転圧                       | 1600m <sup>2</sup> |
| (2) テニスコート用ライン張替                  | 2面                 |
| ・ライン材・釘材の分別含む                     |                    |
| (3) にがり散布 (0.3kg/m <sup>2</sup> ) | 1600m <sup>2</sup> |

## 5 留意事項

- (1) 作業に当たっては、屋上開放施設の一般利用者、既存建物に留意し、搬入及び作業方法を検討したうえで業務担当職員（以下「業務主任」という）と日程調整を行うこと。
- (2) 屋上施設のため、屋上で使用するトラックは積載量4t（総重量5.5トン）までとする。
- (3) 隣接するハードコートは、一般利用者が利用できる状態で作業を行うこと。
- (4) 実際の作業日程については、天候等の事由により変更することもあるので余裕をもって計画すること。
- (5) 受託者は、業務遂行にあたり作業の手順並びに仮設計画や緊急時における連絡体制などについて、業務主任の承諾を得なければならない。
- (6) 業務は、設計図書（本仕様書・設計図面・設計内訳書）及び契約書に基づき、業務主任の指示に従って履行しなければならない。
- (7) 適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (8) 不明点については業務主任と協議のうえ進めること

## 6 資格

資格を必要とする業務は、それぞれの資格を有する者が行わなければならない。

## 7 提出書類（様式は業務主任と打合せること。）

- (1) 契約締結後、速やかに
    - ・業務代理人指定通知書 1部
  - (2) 完了時
    - ・完了届 1部
    - ・作業報告書 1部
  - (3) 随時
    - ア 業務工程表
    - イ 業務要領書（作業手順、緊急連絡体制表等）
    - イ 業務写真
    - ウ 打合せ議事録
    - エ その他
- 業務主任の指示により提出する。

## 8 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務主任を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務主任は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

## 9 契約金額の支払い

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額請求することができる。

## 10 再委託

受託者は、業務の全部もしくはその「主たる部分」などを、契約約款の規定により、第三者に委託してはならない。なお、「主たる部分」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 作業方法の決定及び技術的判断

前述の「主たる部分」以外については、専門業者への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について事前に委託者へ「再委託承諾依頼書」を提出し、承諾を受けなければならない。

また、受託者は、業務全体の品質管理、安全管理、再委託業者の調整、指導監督等すべての面において主体的な役割を果たすこととする。

## 11 業務履行に伴い発生する副産物の処置

受託者は、業務の履行に伴い発生した副産物を、委託者が指定する場所に分別・保管

し、その状況を撮影したものを業務写真として提出すること。

## 1.2 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練